

**絵本の里けんぶち版総合計画策定委託業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務名称

絵本の里けんぶち版総合計画策定委託業務

2 業務目的

別紙「仕様書」のとおり

3 契約期間

次の3年間において、単年度契約により業務を履行する。

- (1) 平成30年度 契約締結日の翌日（平成31年1月中旬の予定）から平成31年3月31日までとする。
- (2) 平成31年度 契約締結日の翌日（平成31年4月上旬）から平成32年3月31日までとする。
- (3) 平成32年度 契約締結日の翌日（平成32年4月上旬）から平成33年3月31日までとする。

4 契約金額の上限（消費税額及び地方消費税額を含む。）

- (1) 限度額 13,000,000円（平成30～32年度の総額）
- (2) 総額のうち、平成30年度は、2,000,000円を上限とする。

5 参加資格要件

- (1) 過去5年以内に地方自治体の総合計画及び総合戦略の策定業務の元請けとして受注した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 剣淵町競争入札の参加停止及び指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 剣淵町暴力団等排除措置要綱（平成25年12月30日告示第87号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、特定非営利活動法人という。）、その他法人又は法人以外の団体であること（ただし、宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制化にある団体を除く。）。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

6 スケジュール

No.	項目	期間等
1	公募開始	平成30年11月16日（金）
2	参加申込みの受付期限	平成30年11月26日（月）午後4時まで
3	参加資格審査結果通知の発送	平成30年11月28日（水）
4	質問の受付期間	平成30年11月16日（金）から 平成30年11月28日（水）午後4時まで
5	質問への回答	平成30年12月 3日（月）
6	企画提案書の提出期限	平成30年12月 6日（木）午後4時まで
7	プレゼンテーション及び審査	平成30年12月10日（月）の予定 ※時間等の詳細は別途連絡
8	審査結果通知の発送	平成30年12月中旬
9	契約の締結	平成31年 1月中旬の予定

7 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申出書（様式1）

イ 参加者概要書（様式2）

ウ 過去5年以内に地方自治体の総合計画及び総合戦略の策定業務の元請けとして受注した実績の一覧表（様式は任意。ただし、策定業務を受注した年度、業務の名称、発注者名、業務概要等がわかるように作成すること。）

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 平成30年11月26日（月）午後4時必着

(4) 提出場所 剣淵町づくり観光課

(5) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(6) 参加資格審査結果の通知

提出された参加申出書等の書類をもとに、プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）を決定し、その結果通知書を平成30年11月28日（水）に参加者全員に発送する。

8 質問の受付及び回答

本業務に対して質問がある場合は、次により書類を提出すること。

(1) 提出書類 任意様式

(2) 受付期間 平成30年11月16日（金）から

平成30年11月28日（水）午後4時必着

- (3) 提出場所 剣淵町町づくり観光課
- (4) 提出方法 電子メール
電子メールの表題を「剣淵町総合計画プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後に確認の電話を入れること。
- (5) 質問への回答
質問に対する回答は、平成30年12月3日（月）に本町のホームページ上で行う。

9 企画提案書の提出

企画提案書は、次により書類を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、辞退したと見なす。

- (1) 提出書類
 - ア 正本（様式3を表紙とする。）
 - イ 副本（様式4を表紙とする。）
- (2) 提出部数
 - ア 正本 1部（クリップ留め、表紙A4版、提案書A4版両面）
 - イ 副本 10部（ 同 上 ）
- (3) 提出期限 平成30年12月6日（木）午後4時必着
- (4) 提出場所 剣淵町町づくり観光課
- (5) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- (6) 企画提案を求めるテーマ

企画提案書は、次のテーマについて簡潔に記載することとし、本町の属性（人口・財政規模、産業構造、地域特性等）に合う内容とすること。

No.	テーマ内容
1	<p><u>テーマ1「業務実施体制」（一覧表で整理）</u></p> <p>本業務の遂行に当たり、人員配置、配置予定技術者の本業務における立場、氏名、役職、現在の所属、生年月日、実務経験年数、過去5年以内の同種の業務実績、保有資格について記載すること。</p>
2	<p><u>テーマ2「持続可能な行政運営の実現に向けた総合計画のあり方」</u></p> <p>少子化による人口減少、高齢社会の進展、公共施設の更新等、成熟期を迎える社会にあっては、本町の実情に即した独自の計画策定を行う必要がある。また、地域主権下、地域の課題を解決するためには、多様な地域主体（町民や自治会、民間企業等（以下「町民等」という。））との協力、連携が不可欠である。</p> <p>こうした中、町民の暮らしと地域経済を守るため、本町が今後も持続可能なまちとして存在価値を発揮していくための総合計画のあり方、策定に当たって配慮すべき事項（地域経済動向、国・道施策、社会潮流等）について提案すること。また、町民等による自助・共助を高めるための支援手法について提案すること。</p>

3	<p>テーマ3「職員及び町民の参加」</p> <p>計画策定は、全庁的な取組であることから、職員参加の機会を確保し、職員の知恵やアイデアを計画内容に取り入れるための手法、支援内容について提案すること。</p> <p>仕様書の業務内容を参考にし、計画策定に町民参加の機会を確保し、幅広く町民意見を取り入れるための手法、支援内容について提案すること。また、町民意向調査を実施する上での工夫点や進行管理上における町民の関わり方などを提案すること。</p>
4	<p>テーマ4「契約期間全体のスケジュール及び役割分担」</p> <p>3年度分の業務実施フロー、スケジュール及び本町と受注者の役割分担について記載すること。また、仕様書を補完する内容を含めて技術的な提案があれば、併せて記載すること。</p>
5	<p>テーマ5「計画の構成及び期間」</p> <p>総合計画の実効性を確保し、中長期的な展望に立ちつつ、社会経済環境の変化のスピードや多様化する町民ニーズに的確に対応するといった観点から、計画の構成、期間を検討するための考え方、実際の進め方について提案すること。</p>
6	<p>テーマ6「価格提案書」(任意様式)</p> <p>平成30年度見積価格と平成31年度見積価格、平成32年度見積価格を3段書きで記載すること(消費税額及び地方消費税額を含む。)</p> <p>また、各年度の見積価格の内訳書を添付すること。</p>

(7) 注意事項

- ア 企画提案書は、表紙及び価格提案書を除き、A4版用紙・10枚以内(両面20ページ以内)にまとめること。なお、テーマごとのページ配分は自由とする。
- イ 企画提案書は、基本的な考え方を簡潔に記載し、文字は読みやすい大きさ(10.5ポイント以上)にすること。記載に当たり、概念図、イラスト、写真等を作成し使用することを認めるが、費用等は企画を提案した者(以下「提案者」という。)の負担とする。また、引用する場合は、必ず出典元を記載すること。
- ウ 企画提案書には、提案者を特定することができる内容を記載しないこと。

10 プレゼンテーション及び審査

- (1) 日時 平成30年12月10日(月)(予定)
※時間等の詳細は別途通知、順序は企画提案書の提出順
- (2) 場所 剣淵町町民センター 2階 実習室
- (3) 出席者 5名以内(配置予定の技術管理者は必ず出席すること。)
- (4) 実施方法 提案者に別途通知

1.1 選定方法

- (1) 町職員による審査委員会を設置し、受注候補者を選定する。

次表の「審査項目」に基づき、委員の点数を合計した総得点により順位を決定する。

No.	審査項目
1	業務実施体制
2	持続可能な行政運営の実現に向けた総合計画のあり方
3	職員及び町民の参加
4	契約期間全体のスケジュール及び役割分担
5	計画の構成及び期間
6	価格提案書
—	プレゼンテーション

- (2) 審査の結果、点数が同じであった場合は、価格提案書以外の審査項目の合計得点が高い提案者を受注候補者とする。
- (3) 提案者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し、審査を行う。
審査の結果、提案された内容が、実施要領、仕様書等の内容を満たすと判断された場合に、その1者を受注候補者とする。

1.2 審査結果の通知及び公表

審査結果は、平成30年12月中旬に提案者全員に文書により発送する。なお、審査結果は、評価の公平性、透明性等を示すため、参加事業者名を伏せて本町のホームページ上で公表する。

1.3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要する一切の経費は、提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書等の提出後における書類の差し替え、追加は認めない。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては、これを認めない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、当該提案を無効とする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、剣淵町情報公開条例（平成28年3月4日条例第6号）に基づき企画提案書を公開することがある。
- (6) 受注候補者として選定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、ヒアリングを実施する場合がある。

1.4 問い合わせ先

剣淵町町づくり観光課企画担当

〒098-0392 上川郡剣淵町仲町37番1号

電話 0165-26-9022 (直通)

FAX 0165-34-2590

E-mail kikaku@town.kembuchi.hokkaido.jp